

教科書問題

— II の 8 —

勝野尚行

- 序 「学校の自治」概念の構成
- 第2節 教育基本法制の理念
 - I 教育基本法の成立
 - 田中耕太郎の教育思想(3)—
 - 田中『新憲法と文化』
- 第3節 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等(7)
 - 1982・8・15~'82・8・17—

序 「学校の自治」概念の構成

1984年国会が2月6日に実質幕開けしてから、教育立法の関係で異常事態が進行している。かの「教科書法案」は国会開幕を直前で上程見送りとなり、6月段階に入るや、かの教免法「改正」法案も上程見送りと決まった気配である。教育3法のなかでは、あとの「臨教審設置法案」だけが国会上程となり、予想外のスローペースで内閣委での審議が始まっている。こうした中曾根内閣の思惑違いをどう解するか。

さて、私自身については、日本教育学会第43回大会（甲南女子大学にて、1984・8・30~'84・9・1）において、課題研究「学校論：学校の自治をめぐる問題」研究分科会にて「学校の自治」問題に関する問題提起をするよう命じられ、鋭意この問題の理論・実践・実態の研究に取り組みなくてはならなかった。

学校自治なる概念の内容確定の仕事は、いまだ成熟した先行研究が不足しているために、相当の難事業となるけれども、方法論的には、田中耕太郎の教育思想、教委法制の立法意思、東京都中野区の教委準公選の思想・運動、初期（誕生期）PTA 結成の思想、初期文部省の学校管理経営論、等々を丹念にフォローしていけば、そこから一定程度の成果は得られるものと思っている。一つには、本連載論文のなかでの田中耕太郎の教育改革思想の研究をさらに格段に精力的にすすめて、そこから学校自治の概念内容に関してもある程度の見通しを立ててみようと思っている。

第2節 教育基本法制の理念

I 教育基本法の成立

——田中耕太郎の教育思想 (3)——

前回論文「IIの7」に引き続いて、さらに田中耕太郎の教育思想研究を継続してみる。あらかじめ検討を予定していた著書・論文のほかに、ごく最近になって、偶然に田中『教育と権威』を入手することができた。岩波書店から1946年10月5日付で発行されたものであるが、ここに収録されている論文の大部分は敗戦以前のものである。だから、本書によって、戦後教育改革の思想的・理論的なリーダーであった田中の、戦前における教育思想の一端を知ることができるのである。追ってこの『教育と権威』の内容分析を本連載論文中に発表するけれども、たとえば、田中の「教育権の独立」の思想なるものが、あの15年戦争（太平洋戦争を含んで）の時期にも主張されていたことを知って、私自身大いに驚きもし、なるほどと首肯させられもしている。その後も文献収集をさらに続け、主要なものは現在ではほとんど入手しえたつもりである。追ってその一覧表を示してみることにしよう。

田中『新憲法と文化』

1948年3月出版の田中耕太郎『新憲法と文化』(国立書院)は、まさに教基法制の形成期における、6章からなる田中の著書である。その目次構成を示せば、以下のようになる。

- 第1章 緒 論
- 第2章 文化の概念
- 第3章 国家と文化
- 第4章 宗教政策
- 第5章 教育政策
- 第6章 国家と芸術及び科学

教基法制の形成を指導した田中の、文化・宗教・教育・芸術・科学についての見解を全面展開した、本格的な文化論だとみられる。そこで以下、まず、本書の第1章および第5章に限って、その内容をみておくことにする。

(1) 第1章は本書の研究課題とするところを示した部分であり、本書は「我々は新憲法の下において、文化問題に対し一般的に如何なる立場を採るべきか」¹⁾を検討することによって、国家が樹立すべき新たな科学的な文化政策の形成に示唆を与えようとするものだという。

「終戦後我が国が民主国家、平和国家とともに文化国家として発足しなければならぬことは、既に政治的標語になっている。敗戦の結果として軍備を撤廃し戦争を放棄した日本は、今後文化で以て立って行く以外に道はないというのである。我々はかような、『止むを得ないから文化で行こう』というような消極的態度でなく、若し文化国家を強調するなら、積極的に、従来文化に附与した以上の価値を認め、この確信の下に文化国家の理想に邁進^{まいしん}しなければならない。」²⁾

そうだとすれば、新憲法下の「今後の政治の動向は従来よりも一層文化問題の重要性の認識に立脚したものでなければならない」³⁾ということになるが、その際に留意すべきことがある。その一つは、「文化的創造は本来国家

的のものでなく、個人の創意と社会的環境の所産であり、従ってそれは強度の自主性を要求するものである」³⁾ことを深く踏まえて、今後の文化政策(Kulturpolitik)を立てるべきだということである。いま一つは、新憲法下における文化政策は人類普遍のものでなければならないということであり、「日本固有の文化政策を論ずるのではなく、人類に普遍の、客観的科学的な思惟——従来の神がかり的な日本固有の文化政策に関する論議と対蹠的の——によって問題を解決しなければならない」⁴⁾ということである。そうしてはじめて「日本の文化政策は国際性を獲得することができる」⁴⁾からである。

『新憲法と文化』は、新憲法下においては「文化が大日本帝国憲法の下におけるよりも一層高度の尊重を受けていること」を踏まえて、教育政策を含む文化政策全般のあり方について、田中がその基本的見解を示したものにほかならない。

(2) 第5章第1節「総説」は、つぎのような文章で始まる。「教育関係」の私的・個人的な関係性の指摘からである。

「教育は宗教、芸術、科学、技術等とともに、文化現象の一範域をなしているが、しかしそれ等に対して国家との関係において自己の特色をもっている。教育は一般文化現象と同じく、私的、民間の性質を有して居り、本来国家の活動の範囲外に位するものである。それは本来国家的起源のものでない。教育者と被教育者との関係——教育関係——は芸術家と作品との間のものと同様に、極めて個人的な関係であり、そこに国家の介入を許さないのである。このことは教育の最も本源的な関係である親子の間の関係及び学校教育が沿革上私塾的のものから発達した事実⁵⁾に想到すれば明瞭である。」⁵⁾

「教育を国策の手段と見る」ところの「教育の国家的独占」は、本来的に国家介入を許さないところの「教育関係」の本質には到底なじまない。「本来教育も亦宗教や芸術、科学等と同様に文化現象であり、従ってその発達は個人の創意にまつべく、国家的性質のものでなく、その自主性が認められな

ければならぬ」から、学校教育についてもこの点は同様であって「それは理論上家庭教育の延長である」⁶⁾と認められなくてはならない。こうした指摘をしながら、田中は「最も基本的な教育関係」として親子の教育関係を指定し、家庭教育について以下のようにいう。

「最も基本的な教育関係は両親とその子女との間に存在する。父母は種族保存の本能の結果子女を生み、彼等を養育するのであるが、両親は子女を肉体的に扶養する権利と義務とを有するのみならず、さらにかくあるべき人間に形成する権利義務を有する。要するに両親は子女に肉体を賦与するとともに、その肉体と精神との健全な発達についての権利義務を有するものである。子女の教育は何人も奪うことのできない、又譲渡することを許さないところの、両親の自然法上の権利である。」⁷⁾

したがって、家庭教育およびその延長・補充としての学校教育まで含んで、教育の「国家的独占」をはかるような教育政策は「両親の自然法上の教育権の侵害としてこれを容認し得ない」⁷⁾ということにもなる。この田中の「両親の自然法的教育権」論にてらせば、学校運営上において、両親のこの種の教育権の行使の場をいかに保障するかが、差し迫った課題となってくる。

「教育関係」の本質的性格にてらしても、両親の自然法的・本源的な教育権にてらしても、教育への国家的干渉には所詮限度があるということになる。

とはいえ、両親の教育権も絶対権ではありえず、「両親は子女を教育する自然法上の義務を負担している」からして、「両親は子女の教育を怠ってはならぬとともに、又彼等を正しく、即ち価値ある人間即ちかくあるべき人間に育成することを努めなければならない」のである。そして、ここで「かくあるべき人間とは、真理——道徳を含む——を認め、これに従って生活する人間」をいうのである⁷⁾。両親がその教育権を行使するに際し、当の両親自身が「真理」を認めこれに従って生活する人間となることを義務づけられているのだというのである。「両親の教育的権威は真理自体の権威に由来する」⁷⁾とすれば、両親自身がいかにして「真理の代弁者」⁷⁾になっていくのか

が、鋭く問われていかななくてはならない。

(3) しかし、この時点での田中は、教育にたいする国家の積極政策を肯定し、この点での宗教・芸術・科学・技術等にたいする教育の特殊性を認めている。宗教に関する「政教分離の原則」はそのまま教育にあてはまるわけではない、などといってである。

「教育は国家社会の健全な発達のために大なる重要性をもっている。如何なる事柄でもそれが個人生活及び国家並びに社会に必要且つ有益なものである限りにおいて、教育の対象たらざるを得ない。そうして国家は善良にして識見ある卓れた個人と公民とを育成することに多大の関心をもっている。この故に国家は教育に対し積極政策を採り、一般的に教育を奨励するとともに、自ら教育の事業に乗り出して、学校を経営するにいたるのである。この点において教育は宗教や芸術、科学、技術等の場合と政策の見地から趣きを異にする。(中略) 芸術、科学、技術等はその活動の性質上個人的のものであり、国家的経営の範囲外に存する。しかるに教育に関しては、たとえ教育関係が個人的性質のものであっても、国家はある程度においてそれが自己の管理の下におかれることを要求する。そうして教育の内容は宗教や芸術の場合と異って或る程度において普遍性をもっているから、この要求が不当とは認められないのである。ここにおいてか近代国家はいずれもその権能の中に教育をとり込み、教育は文化国家の一大任務と認められるにいたっているのである。従って国家と教育との関係が政治的に問題になってくる。」⁸⁾

教育の国家管理化、ないし文化国家の積極的教育政策の展開を、教育の特殊性に由来する現代的動向として認めながらも、田中が国家は「この場合においても(中略)自主性の原則を確認しなければならぬのである」⁸⁾と指摘していることに注意しなくてはならない。その後に表示されているように、国家の積極的教育政策は「不当とは認められない」といっても、その政策は、教育の自主性を認めながらの、主に教育の諸条件の整備(物的・外的条件の管

理)に向けられる積極政策でなくてはならないのである。教育は「その内容自体に関しない外部的の方面において解決すべき政治上の問題を包含している」「教育の問題もその外廓においては政治的方面を有する」⁸⁾とか、「憲法は国民の自由や権利の保障のごとき消極的な政治的要求をみたすにとどまらないで、国民の教育を受ける希望を充たす積極的な要求に応えるところがなくてはならない」⁸⁾などの発言も、その主旨に出たものである。

ここでは田中は、教育政策を一般文化(宗教、芸術、科学、技術、等々)政策から区別していることに注意しなくてはならない。教育も文化のなかにあるかぎり、文化政策としての共通性をもたなくてはならず、それこそ文化活動の自主性を尊重するという原則である。しかし、一般の文化に関する政策がその自主性の保障という「消極性」を本旨としなくてはならないのに対して、教育に関する政策は、教育内容への干渉・介入・統制をしてはならないという面では同じく「消極性」を本旨とするけれども、教育の振興をはかる、より高水準の教育を受けたいという国民の切なる要求にこたえる、等々の方面では「積極性」をこそ本旨としなくてはならないという、この2面を合わせもつ政策であるべきだというのである。

(4)「教育と政治」を論じた箇所、田中は「教育は政治に対する独立を要求する」旨を強調している。そして、教育に政治的独立が必要となるのは「教育は政治の基礎を築くもの」だからだという。

「政治理念は教育理念と一致していなければならぬが、しかし政治理念の適用である個々の政策は、その時々々の政治担当者が自己の判断によって立案遂行するところのものであり、これと教育理念との間に衝突を招来することがないとは限らないのである。しかるに教育は個々の人間を造るものである。これは政治社会が成立し健全に発達する基本的条件と認められなければならない。従って教育は政治の基礎を築くものであり、その時々々の政策によって動かされない普遍性を有するものでなければならぬのである。」⁸⁾

ここで田中は「教育は政治の基礎を築くもの」という注目すべき見解を出しているが、例によってこの点では教育は司法と類似しているという。

「教育と政治との関係は司法と政治の関係に酷似している。司法は正義を社会生活に実現し、又社会的秩序を確立維持し、政治生活を可能ならしめる基礎条件を提供する。教育は（中略）政治生活に基礎を与える点においては司法と趣きを同じうしている。」⁸⁾

だから田中は「司法権の独立が近代国家の要請であるごとく、教育権の独立も一つの政治原則として確認せられなければならない」⁸⁾と主張することになっていくが、しかし田中は、政治との関係での司法と教育との類似性を指摘している（どちらも政治的支配に服してはならない）だけであって、他方では、司法と教育との差異＝異質性は明確に指摘している。

「教育は司法の機能が寧ろ消極的となると異って、かくあるべき人間を育成するという一層高遠な、積極的使命を遂行するものである」⁸⁾

「正義の実現と秩序の維持を目的とする司法権が政治よりの独立を主張するにとどまるに反して、教育はその積極的使命に鑑みて、単に独立性を主張するにとどまらず、政治に対する優位——教育優先の原則——を主張するのである。」⁸⁾

同じく「政治の基礎を築くもの」といっても、司法が消極的に社会的秩序維持を目的とするのに比較して、教育はより積極的に「政治に対する優位」まで主張する営為だというのである。ということは、教育が政治動向を左右する営みであるということの意味しよう。司法も教育も同じく政治的独立性を要求する、司法は政治的に中立でなくてはならないのに対し、教育の政治性はこれを認めなくてはならない、という主張であるとも解されよう。現実政治を超える新しい政治の実現こそ、常に教育の課題とされなくてはならない。

私自身は、教育が政治の基礎を形成する営みであるという田中の見解に、特別の注意を向けたいと思っている。というのは、かつての過る戦前日本

の軍国主義・超国家主義の政治の基礎に、その政治を受容し承認した、その政治に対して批判的・変革的であることのできなかった、国民大衆の貧困な思想・意識があり、戦前教育こそがそうした思想・意識の形成に最大の責任があると思うからである。確かに教育は政治的支配に服してはならない。しかし、教育の政治的独立はそれ自体に意味があるわけではなく、その政治的支配からの独立は、社会進歩につながる教育を実行していくための一つの制度的手段に過ぎないのである。したがって、田中のいう教育の政治的優位の原則の中身は、よくよく確かめられなくてはなるまい。

(5) この「教育優先の原則」の中身につき、田中が若干具体的に述べた箇所がある。それは田中が憲法第26条の「教育を受ける権利」に言及した箇所である。

「両親の自然法的教育権は最も本源的のものであるが、子女が成長するに従って、両親の智識及び経験を以てしては完全な教育には不十分になってくる。ことに専門的教育においてはなおさらしかりとする。ここにおいてか国家は各種の学校を経営して両親による教育の補充をなす必要がある。(中略) ここにおいてか国家が各種の学校を設備し、両親の委託を受けて家庭教育の延長たる教育を行うことは、近代国家の当然の任務とするところである。従って国家は国民を教育する義務を負担し、国民は国家から教育を受ける権利を有するのである。」⁹⁾

学校において教職員は、両親の委託を受けて、家庭教育の補充・延長としての教育を行う、国家はそのための学校を設置し経営する義務を負担する、このような「国民の自主的営為としての学校教育」という公教育思想がここにある。なるほど田中は「国家の教育権」という項目を立て(第5章第2節3)、そこで「教育の権利をもっている者は両親のみに限られない。(中略) 国家は教育の権利を有するものであり、教育に関する独占的権利を有しないにしても、両親の教育権のみを認めて国家のそれを否定するのは当たらない」⁹⁾ともいっている。しかし、すぐに続けて「しかしながら国家の教育権

は子女に存在を与えた両親のそれとは性質を異にし、第二次的、補充的性質のものである」⁹⁾として、

「国家が教育に関して課せられている任務は、家庭の教育上の根本的権利を承認し、この権利を自由に行使する保障を与え、そうして国家やその学校における教育活動を家庭教育の補助と認めることである。」⁹⁾

と述べ、国家の「教育権」能の中身を「教育条件整備義務履行の権限」のごとくに解していることに、よく注意しなくてはならない。この時期における田中の「国家の教育権」理解は、まことに正当であったということになる。

続けて田中は、国民の「教育を受ける権利」を明確に国家の「権利保障義務」と対応させて述べている。

「第26条第1項の教育を受ける国民の権利に対する義務者は国家である。憲法審議の際の政府側の答弁として、第27条の勤労の権利を勤労を妨げられぬ権利だとの解釈を下した。かく解するならこの権利に関する義務者は世間一般ということになり、これに対し国家の義務が対応しないことになる。しかし我々はこれは国民が労働の機会を与えられることを国家に要求する権利であり、従って国家が完全雇傭の目標に向って努力し、可及的に失業者のでないような政策をとるべき責任を負担することを意味すると解する。これと同様に教育を受ける権利は教育を受けることを妨げられぬ権利ではなく、教育の機会を与えられることを国家に要求する権利と解すべく、国家は教育を受けようとする者にその機会を与うる責任を負担するものである。国家のこの義務は、私法上の権利に対応する義務のごときものではなく、一種の政治的責任であると認めなければならない。」⁹⁾

「教育を受ける権利」を明確に「教育の機会を与えられることを国家に要求する権利」と規定し、この権利に対応して、これを物的に保障する義務・責任が国家に生じているのであり、国家はこの権利保障の政治的責任を負っているのだ、という。

そのうえで、つぎのように述べている。

「国家はこの政治上の責任を果すために、必要な予算的措置を講ずる努力を怠らず、とくに平和的な文化国家の建設の理念に従って、教育優先の原則を予算上にも実現し以て教育を受けようとする国民の要望に応えなければならぬ。」⁹⁾

国民の「教育を受ける権利」を保障する義務ないし政治的責任を負わされている以上、国家は予算編成に際して「教育優先の原則」を厳守しなくてはならないというのである。

「教育優先の原則」は、みられるように、ここでは国家予算編成上の原則として説明されている。国家財政面での教育優先の原則は、いまなお「義務教育は、これを無償とする」という憲法第26条②の理念さえ達成されていない現状からみて、その今日的意義はよくよく確認されなくてはならない。しかし、さらに加えて、すでに示唆しておいたように、この原則(政治に対する教育優位の原則)の中身は「経済主義」的に矮小化してとらえられてはならないであろう。その中身は、よりいっそう平和的・民主的・文化的な国家・社会となる日本を実現していく、その主体的な担い手となりうる人間の育成をめざす教育を求める原則として、より深い地平からとらえられなくてはなるまい。

「教育優先の原則」の内容は、たんに国家予算編成との関係においてのみでなく、むしろ国政との関係において理解されるべき原則でなくてはなるまい。つまり、教育に対して国政が優先して教育が政治の手段・道具に転落してしまうことに対して、反対に、現実政治の支配から独立した自由な教育によって育成された人間が、その現実政治をより憲法政治理念にそったものに变革していくことを当然と考える、そのような中身の原則としてである。

(6) 第5章「教育政策」の最後の第8節は「教育権の独立」にあてられ、これが「政治よりの独立」「行政よりの独立」の2項で構成されている。その緒言でまずいっている。

「教育権の独立の原則は、それが不当な政治的及び行政的干渉の圏外にお

かるべきことを意味する。従来我が国における教育は或は政治的に或は行政的に不当な干渉の下に呻吟し、教育者はその結果卑屈になり、教育全体が萎靡し歪曲せられ、その結果軍国主義及び極端な国家主義の跳梁を招来するにいたったのである。」¹⁰⁾

政治的・行政的な教育支配（教基法10条が禁止する「不当な支配」）が過る国政・教育の原因となったのだから、いかにしても今後は「教育権の独立」が確立せられなくてはならないという認識である。

①「政治よりの独立」の項では、これが「教育がその時々政治的勢力関係や政策の犠牲になってはならぬこと」を意味するとして、これを教育内容・教職員身分の両面から説明している。教育内容面からは、教基法8条にも言及しながら、つぎのように述べている。

「国家及び公共団体によって経営せられる学校において行われる教育及びそれ等によって推進せられる社会教育においては、特定の政党政派の理念又は政策が教育を支配し又はこれ等がとくに強調せられることがあってはならない。（中略）国又はその機関は特定の政党政派の立場からして政治教育をしてはならぬのである。」¹⁰⁾

特定政党の政策ないし理念が教育を支配してはならない（政権党の政策・理念については当然にとくにそうである）ということだと「教育の政治的中立性」の原則の中身を説明しながら、すすんで政治教育の内容として「憲法の精神の普及徹底」「政治生活の根本原理」「各政党政派の立場の最大公約数」の3つをあげているのである¹⁰⁾。「憲法の精神の普及徹底」が政治教育の目的・内容の第一のこととしてあげられていることに、よくよく注目しておきたい。

教職員・学生生徒もこの原則を厳守しなければならないから「学園の内部を政治化することは戒めなければならない」が、その国民としての「政治的研究及び政治運動の自由は奪はるべきでない」¹⁰⁾のである。

教職員身分面からは、明確に「教育の政治的中立性は、教職員が司法官のごとく地位の保障を享受することを理論的必然として要求する」¹⁰⁾と主張し

ながら、教基法6条にも言及して、つぎのように述べている。

「もし教育の政治化を是認するにおいては、政権をとった特定の政党が全国の学校の教職員を自派の理念の立場から更迭罷免することが可能になり、政変毎に教職員の大規模な異動を招来し、教職員は安んじてその天職に精進することができないのみならず、その被教育者に及ぼす悪影響たるや測かり知り得ぬものがある。ここにおいてか、一方教育の政治的中立性を保障するとともに、他方教職員の地位の保障が必要になってくる。」¹¹⁾

ここでは田中は、政権党による教職員支配をとくに批判しているのであって、「政権党による政策的支配であれば政治的中立性の原理を侵犯したことはならない」などという理解¹²⁾は微塵だにみられない。ついで田中はいう。

「この(教職員の地位の)保障は従来我が国において官立諸大学に関し大学自治の慣習として行はれ来ったところである。(従来大学内部の人事、例えば教授学部長総長の人選に関しては教授会、教授の総意によって実質的決定が行はれ、文部省は原則的には、その結果に従って発令するに止まっていた。)同じ原則が多少の変更を加えて大学以外の諸学校にも推及せられなければならない。」¹³⁾

田中が「教育の政治的中立性」の中身を解明するなかで、この原則が論理必然的に教職員の身分尊重(地位保障)を要求することになり、ひいては「学校の自治」保障まで要求することになる旨、強く示唆した箇所である。田中はこの筋から、その後¹⁴⁾に制定された「教育公務員特例法」のあり方にまで言及し、「以上の理由からして教職員の身分は、それが官公吏の地位にある場合においても、一般官公吏とはその趣きを異にし、むしろ司法官のそれに接近するのである。従って将来公務員法が立法せられる場合においても、教員についてはその特別の地位に鑑み、特別法——現に文部省において教員身分法が準備せられつつある——を制定する必要がある」¹³⁾と指摘していたのである。「教員身分法」のなかでは、小・中・高の学校教職員の地位保障

がはかられなくてはならず、それがひいては広く「学校の自治」の保障に役立つものでなくてはならないという、これこそ田中の「教員身分法」の立法構想であったのである。しかし、その後の1949年1月12日に成立した教育公務員特例法は、この田中構想から遠く隔たった法律であり、とても「教職員身分保障法」の名には値しない。

②「行政よりの独立」の項では、「教育は政治的干渉より守られなければならない」¹³⁾とならぬとともに、官僚的支配に対しても保護せられなければならない¹³⁾として、行政（教育行政まで含んでの）による教育支配の不当性を明快に指摘している。教基法10条にそくしての「教育の行政的中立性」の主張だといつてよい。

「国家及び公共団体の学校教育は広義において行政の一環をなすものと見られないことはない。しかし教育者の使命たるや本来宗教家、学者、芸術家等のそれと性質を同じうして居り、従って官公吏たる教員と雖も、例えば商工業、税務、警察、運輸、通信その他の行政事務を担当する者のごとく、上級下級の行政官庁の命令系統の中に編入せらるべきものではない。従って下は小学校より上は大学にいたるまでの学校の種類の間にはかような官庁の上下関係が存在しないのは勿論のこと、教員と教育所管の官庁との間にもかかる関係は存在しない。このことは裁判所と司法省との間の関係に酷似しているのである。」¹³⁾

このように述べて、この趣旨に立って「教育行政の根本方針」を規定しているのが教基法10条であり、それは「教育は一方不当な行政的権力的支配に服せしめらるべきではない」旨を規定したものが同条①前段だという。そして、同教基法10条①の後段の意味に触れて、つぎのように述べている。

「それ（教育）は教育者自身が不羈^{よこしま}独立の精神を以て自主的に遂行せらるべきものである。教育者は官庁組織を通じて国民に間接に責任を負うのではなく、民間人たる宗教家、学者、芸術家、医師、弁護士のごとく、個人

的良心的に行動するものであり、従ってこれ等の者のごとく、国民全体に対し直接に責任を負うのである。』¹⁴⁾

この部分は、教基法10条の「直接に責任を負って」の文言に特別の注意を向けながら、この意味を「教育専門職 (teaching profession) としての教職」観に立って、まことに的確に解明したものである。

学校自治の構造について 直接教育責任が生ずれば、学校教職員は、行政的権力的な支配に服せしめられるべきではなく、あるいは行政官庁的命令系統ないし官庁的上下関係に編入されるべきではなく、間接教育責任制が退けられなくてはならない。まさに学校自治の保障こそ要求されることになる。田中が解明した問題はこれである。しかし、この直接教育責任の問題は、ここで田中がいうような意味合い (教職員と子どもとの関係) からだけでなく、学校教職員と子どもたちの父母、さらには一般住民との関係においても考えぬかれなくてはならず、ここから大学自治に比較しての学校自治の特殊性 (特殊・独自の自治構造) が浮かびあがってくるようにも思われる。

学校教職員が直接に教育責任を負う相手は、第一には子どもたちであるが、第二にその父母たちである。この点、田中のいう、両親の本源的教育権にてらしてみても、家庭教育の延長としての学校教育という発想にてらしてみても、明白である。そうだとすると、学校自治の制度的構造は、大学自治のそれと比較して、教職員と父母との協力・共同が強固に形成されていることにおいて、著しい特徴を有するということになる。学校自治であるかぎり、学校での教育・運営が政治的・行政的な支配に服しているようであってはならない (政治的・行政的な独立)。この点では、学校自治も大学自治も同じである。さらにまた、学校内においても、「校務」担当者たる校長・教頭の学校運営・教育への支配が横行するようであってはならず、一般教職員の「直接教育責任」が認識され、学校内職員会議等の権威が尊重されていなくてはならない (学校運営の民主主義)。加えて、学校自治

の思想・構造の特殊性として、大学自治にはさほどには徹底してみとめられないような、父母・住民と教職員との固い協力・共同の関係が法認されていなくてはならない（運営・教育における共同性）。独立・民主・共同の3要素によって学校自治は構成されることになろう¹⁵⁾。

さて、教育行政までもが教育を支配すべきではないとすると、教育行政を担う「国家又は公共団体は教育に関し、^{きょうしゆぼうかん}拱手傍観すべきであるかというに、そうではなく、かえってこれ等は教育の重要性に鑑み、その健全な発達に最善の努力を致さなければならぬ」¹⁶⁾のである。

「教育行政は決して無用ではなく、教育についての根本的理解の下に、干渉的取締的の立場からではなく、助長的奨励的の立場において遂行されなければならぬ。この故に教育基本法第10条第2項は教育行政が、この自覚（第1項参照）のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行はれなければならぬ旨を規定しているのである。かような教育行政の指針は中央官庁、地方官庁を通じて適用せられる。」¹⁶⁾

必要な教育行政は、教基法10条①の主旨をしっかりと踏まえての助長奨励的行政であって、けっして干渉取締的の行政ではないのである。

(7) 第5章第8節「教育権の独立」の「行政よりの独立」の項では、続けて田中は、戦前教育行政への批判・反省を踏まえて、「将来の教育行政の改革」の方向に論及している。

「中央教育行政。終戦前まで文部省は我が国教育行政の総元締め、教育参謀本部として、教育界に対し大なる権力を振ってきた。それは教育内容に関して方針を決定するとともに、又学校制度、人事行政ともに^{ぼくだい}莫大な監督権を行使してきた。しかも文部当局の中樞の多くは、第一線の教育には概ね無経験な、事務系統の官僚であるのを常とした。」¹⁶⁾

戦前文部行政の集権主義・命令主義・官僚主義を痛烈に批判しながら、戦後教育行政改革によって「文部省の監督権の大幅の削減、その地方への移譲、私立学校に対する監督の著しき緩和、及び文部省の中樞部に教育者を任

用する努力」¹⁶⁾等々がなされてきたことを高く評価し、つぎのように述べている。

「文部省の監督権の縮減と表裏をなすのは教育行政の地方分権化（decentralization）の原則である。これは従来の中集権的画一主義的形式主義的な行政実務の弊害を改め、一層地方的実情に即し、地方の要望に応ずる教育行政を実施しようとするにある。」¹⁶⁾

教育行政の地方分権化を高く評価しながら、これこそ「学校教育法の主眼とする重要な点の一つである」¹⁶⁾と述べて、学校教育法が教育の分権主義を「主眼」とする法律であることを示唆している。刮目すべき指摘である。

「かくして明治以来文部省によって我が教育界に加えられていた無用有害な重圧と、とくに戦時非常時にいたって加えられた軍国主義的、極端な国家主義的理念による不当な干渉とは、終戦後除去せられ、我が教育界は^{のびのび}伸々とその個性と創意とを發揚する端緒を得るにいたった。そうして今後さらにこの方向に一層の努力が傾注せられなければならない。」¹⁶⁾

田中が、将来の教育行政改革の方向として、政治的・行政的な支配から解放されたことを踏まえて、教育界がよりいっそう「個性と創意とを發揚する」ことのできる、そうした方向を明示した箇所である。「第一線の教育者」の權威をいっそう高めるための教育行政改革こそ、これからの課題である旨、述べたものであろう。そのうえで、以下のように付言している。

「しかしながらこれによって中央教育行政官庁たる文部省の任務が皆無となったものと断ずるのは早計である。文部省には学校施設の充実、学校の国土計画的配置、学校の新設昇格、新学校制度の実施、教員の資格の認定、教職員の待遇の改善、教科書の編纂、検定及び供給、社会教育の振興及びその目的を以てする図書館、博物館、公民館等の設置、科学の奨励、これ等の目的の遂行のための予算的措置等果すべき多くの任務が残されているのである。」¹⁷⁾

文部省の任務として、教基法 10 条 ② にそくして、教育の条件整備を提示

したものである。ついで、地方教育行政に論及していく。

「地方教育行政。従来文部省の直轄以外の学校即ち小学校、青年学校及び中等諸学校は、都道府県の地方庁を以て第一次監督官庁とするものであり、さうして都道府県知事は身分上内務大臣の監督に服しているために、教育に関する事項に関して文部大臣の命令が徹底しないうらみがあった。地方教育行政の衝^{しょう}に当る者は知事の部下である官吏であり、しかもその多数の者は、教育者としての経験を欠き且つ腰掛け的にその地位にある事務官であった。それは地方の第一線教育者の心理に好ましからぬ影響を与えた。」¹⁷⁾

戦前地方教育行政における行政主義（行政の一環）・官僚主義・素人主義を指摘しながら、「地方教育行政が一般地方行政官によって運営せられている限り、又地方教育行政事務が一般行政事務と肩をならべて地方庁内に同居して居り、知事初め地方庁首脳部が教育に関し素人である限り、地方教育の振興は期待し得られないのである」¹⁷⁾と、これを批判している。そして、「一般行政からの教育行政の独立」が達成されないかぎり、そこに「政党的その他の情実が介入する危険が多分に存在し、教育者は地位の保持に汲々として、教育者の不羈独立を失い、卑屈に墮する虞れが大である」¹⁷⁾という。文部省の権限を縮小・制限して分権制を実行しても、さらに独立制が実行されなければ、「その弊害たるや旧に倍するものがあるであろう」¹⁸⁾という。

「ここにおいてか地方教育は文部省よりの可及的独立を計るとともに、地方において一般行政からの独立を企図しなければならない。」¹⁸⁾

分権制・独立制の2原則を踏まえた地方教育行政改革を「将来の課題」として提起しながら、この制度改革によって「教育者の不羈独立」の制度的保障を追求していたのである。

(8) 教育理念の法律的規定に対しては、やはり田中は消極的であって、憲法・教基法の教育理念の規定を積極的に評価することはしていない。しかし、この段階では田中は、憲法・教基法の教育理念の規定の存在価値を認め

ている。

「憲法の精神は公民教育政治教育に一つの基準と方向とを与えるものであるが、教育一般に関する理念は憲法の規定すべき筋合のものではない。教育の理念は世界観、哲学、宗教、道德の問題であり、憲法の理念よりも遙に深遠なものでなければならない。この故に人往々従来の教育が教育勅語に則ってなされたのに反して、今後の教育は新憲法に準拠しなければならぬというが、それは新憲法の支配の範囲を不当に拡張する見解であって、我々の賛成できないところである。憲法と教育との接触面は、憲法の含む公民教育政治教育の原理以外には、むしろ教育と政治との接触面即ち外部の制度的方面に過ぎないのである。」¹⁹⁾

憲法に教育理念を規定すること、その教育理念を教育のなかに貫くこと、このことに消極的態度を示した箇所である。しかし田中は、これに続けて以下のように述べ、この時期には、憲法上の民主主義原理が教育にも「浸潤」せしめられることを要求している。

「しかしながら民主主義の原理は政治、経済、文化等の国民のあらゆる生活範囲に浸潤しなければならず、教育もその例に漏れない。独り政治面のみが民主化され、教育その他の方面が従来のごとく軍国主義的、極端な国家主義的に止まるとするならば、同一の理念に向って邁進しなければならぬ国家として矛盾を包蔵することになる。従って教育も亦政治と同様に民主化されなければならぬ。」¹⁹⁾

憲法に盛り込まれた民主主義の理念は、教育内容・教育行政にも貫かれなくてはならず、そのことで教育の軍国主義的・超国家主義的な要素が払拭されなくてはならない旨、述べた箇所である。さらに、憲法の要請する「真の平和的民主的な国家の建設」者に向けて人間が育成されなくてはならないともいっている¹⁹⁾。

このような一見矛盾した主張は、教基法の教育理念の規定に関してもなされており、この点が「教育基本法は2つの性格を有する。その一つは教育の

基本理念に関する規定を有することであり、その二は教育制度の根本原則に関する規定である」¹⁹⁾と書いて、その第一の性格に論究した箇所ですべて述べられている。

教基法の第1条・第2条の規定は「一種の教育哲学ともいふべきものであり、かかる哲学的思想を盛った法規は他に類例を見ない」として、以下のよう

に述べている。
「元来法は社会生活の規範であり、従って哲学上の立場の表明ではない。とくに教育は自主性を尊ぶものであるから、教育の理念のごとき、本来或は専門の学者、或は教育実務家の研究に委ぬべく、国家が教育に関する公認の理論を標榜し、これを教育界に押しつけるような態度は、厳にこれを避けなければならない。」²⁰⁾

教育理念を「法規の形式に押し込めてしまうことによって、その正常的発達を阻害する結果」を生むようであってはならない、だから「教育理念の法規化は法律政策上妥当を欠くという議論が充分の理由を以て成り立つ」というのである²⁰⁾。しかし田中は、教基法が教育理念を規定したことを「正常」とみて、その理由を3点から説明しているのである。

第一。日本国憲法はその前文を含めて「一つの政治哲学」を表明しており、現代憲法にはこのような「政党の綱領のごとき性格」をもつものが多いから、「政治とある点において共通しているところの教育に関しても同様な法律政策的態度がとられること必ずしも怪むに足らない」²⁰⁾からである。

第二。戦前日本の教育令（勅令）が、国民学校令から大学令にいたるまで、教育の目的を規定していたからである²¹⁾。

このような国家主義的ないし超国家主義的な教育目的が教育勅令中に規定されていれば、「民主主義的教育の樹立に邁進しつつある国家としては全然これを黙過することができないのは当然である。従って教育基本法は従来の誤った教育目的を廃止し、これに代るに正しいものを以てしたことに於いて意義を有する」²²⁾ということになる。

国家主義の教育の克服を課題として教基法に教育目的規定が盛り込まれた、そこに意義があるという。しかし、この意義は、国家主義的教育が克服され切るまで、さらに国家主義的教育の復活傾向が存続するかぎり、少しも失われはしないのである。したがって、1980年代のいまもなお、その意義は少しも失われていないのである。

第三。「教育の目的を公に決定することは国家として甚だ重要な問題である。これは一文部省や一委員会の独断に任せられるべきものではなく、一層民主主義的な方法で以て決定せられる方法がとられ」なくてはならないことからみて、議会で教基法の一内容として決定されたからである²³⁾。しかも、それは「従来の教育が国家及び民族の手段化し、一時的な政策に従属していたのを改め、人格の完成を教育の目的として掲げたこと」²³⁾にも意義がある。国政への従属を退けるべく、教育目的を「人格の完成」に定めたことも評価されなくてはならない。

以上の3つの理由からである²⁴⁾。

(9) 以上、ここで私が整理したのは、田中『新憲法と文化』のほんの一部分(第1章と第5章)である。だから本来ならば、その他の4つの章の内容についても、さらに整理して、この時期の田中の教育政策論・文化政策論に論究しなくてはならない。したがって、ひとまず本論文を田中耕太郎『新憲法と文化』の研究(1)として位置づけておくことにする。この田中の書についても、これを入手しえているので、近くその全面的整理を試みて発表するつもりである。

〔註〕

- 1) 田中『新憲法と文化』国立書院・1948年、3ページ。
- 2) 同上、1ページ。
- 3) 同上、3ページ。
- 4) 同上、4ページ。
- 5) 同上、55ページ。
- 6) 同上、86ページ。

- 7) 同上, 62—63 ページ。
- 8) 同上, 56—59 ページ。
- 9) 同上, 64—66 ページ。
- 10) 同上, 101—102 ページ。
- 11) 同上, 103 ページ。
- 12) かつての文部省内教育法令研究会『教育基本法の解説』（国立書院・1947年12月）のなかに、つぎのような一節があるけれども、まさにこのような理解を、田中はここで強く退けたことになるのである。

「（教基法 10 条が禁止する）教育に侵入してならない現実的な力として、政党のほか、官僚、財閥、組合等の、国民全体でない一部の勢力が考えられる。教育はこれらの現実的な勢力の侵入に対してしっかりした態度をとり、自主的に行われなければならないのである。もちろんここでは現実的党派の力としてこれらの勢力が教育に介入してくるのを排斥するのであって、——その限りで不当である。——それら勢力のもつ理想なり政策なりが法制上認められた以上は、実際においてそれらの理想なり政策なりが教育に反映することがあってもさしつかえないのである。——その限りにおいて正当となる。」（『解説』130 ページ）

この解説では、国会内で、政権党が多数の支持で立法化に成功すれば、その政権党による政党政党的・政治的な教育内容支配は「正当」だということになり、教育の政治的独立制の成立条件がなくなってしまう。

また文部省は戦後教育改革の進行のなかでなお「法令において制限ある場合、例えば義務教育を行う学校において国定教科書を使用すべきことが規定された場合、それによらなければならないことはもちろんである」（同上『解説』131 ページ）とも解説している箇所があるが、教科書国定制の復活を肯認するものとして、到底認められない。これもまた教育内容の政治的支配に道を開くことになる。

- 13) 同上, 103—104 ページ。
- 14) 同上, 104—105 ページ。
- 15) 拙稿「恵那の教育、学校自治の調査研究に際して」（1984・5・19 執筆）参照。
なお、「学校の自治をめぐる問題」と題して、日本教育学会第 43 回大会（甲南女子大学, 1984・8・30—'84・9・1）の学校論部会で、私は指定「課題研究」報告として「学校自治の思想と実践」を行うことになったが、学校自治の理論構成がいまなお未熟のままであることが認められるのである。
- 16) 同前, 105—106 ページ。
- 17) 同上, 106—107 ページ。
- 18) 同上, 108 ページ。
- 19) 同上, 91—92 ページ。

- 20) 同上, 92—93 ページ。
 21) 同上, 92—93 ページ参照。
 22) 同上, 94—95 ページ。
 23) 同上, 96 ページ。
 24) なお田中は、いま一つの理由として、つぎのようなことをあげている。

教育勅語はその内容において「人倫の大本即ち道徳的自然法を宣明するものであり、それ自体として甚だ立派なものである」「これを反古同様に廃棄してしまうことは絶対に誤りといはなければならない」と、田中はまず教育勅語をこのように評価する。だから、改められなければならないのは、「これを国家主義的乃至極端な国家主義的方向に解釈してきた」こと、「神格にまで高められた天皇の命じ給うところが故に我々に対し権威を有するとする考え方」に過ぎないということになる。したがって、この誤りを正すべく、文部省は「天皇の神格化及びこの勅語を教育の唯一の淵源と考える態度を去り、教育勅語を含めて広く古今東西の倫理、哲学、宗教等の諸体系中に教育の目標を見出すべき旨を通牒した」のであるが、この通牒が徹底せず生かされなかった。そこで「国家として法条にまとめられた一見明瞭な教育の目的を明示することが適当だと認めたのである」と（『新憲法と文化』95—96 ページ）。

ここには、田中の教育勅語観がよくあらわれており、田中の見解では、教基法の教育目的観は教育勅語のそれをはっきりと退けるものではないということになる。

第3節 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等 (7)

—1982・8・15～'82・8・17—

8・15 香港で反日署名運動。

香港の理工学院で香港学生団体連盟の学生ら300人余が「中国侵略の歴史改ざんは許されない」と書かれた横断幕下で抗議集会を開き、集会後各地でピラ配りと署名集め。ピラでは「2人の日本軍少尉が100人切り競争」「炎の南京にはくそえむ」などと報じた戦時中の日本字紙をカットに使用。

8・15 「教科書問題を考える市民の会」が“新たな侵略を準備する恥知らずの検定を問う”市民集会を開催。

同「市民の会」(1981年8月15日発足、代表・井上ひさし氏ら)主催のこの集会は、教科書執筆者らの体験等を聞き、小川文相への抗議文等を採択。

8・15 『朝日』が「戦禍反省に逆流、8・15の『原点』と『いま』」を特集。

この特集記事は、「改憲」「軍備増強」「靖国」「教科書検定」等々の80年代政治の右傾化傾向のうねりのなかで「戦中、戦前の悲惨な体験から得た教訓は、何が定着し、何が風化してしまったのか。終戦直後の国会審議は、廃墟の中からの反省と、後世への祈りともいえる発言を数多く残している」と、8・15の「原点」にある思想を「戦争放棄」「教育」などにつき特集した。

戦争放棄

1945・11・28、日本進歩党・斉藤隆夫、衆院本会議

「軍国主義は既に滅びてしまった。ポツダム宣言の一撃に遭って根本から滅びてしまった。国家のために、これほど痛快なことはない。しかし、われわれの力によって軍国主義を打破することができず、外国の力によって初めてこれを打破することができたということは、何と弁解したところで、われわれ政治家、日本政治家の無力を物語るものである。」

1945・11・28、下村定陸相、同上

「ことに許すべからざることは、軍の不当なる政治関与である。かようなことが重大な原因となって、今回のごとき悲痛なる状態を国家にもたらしたことは何とも申し訳ない。陸軍の最後に当たって、議会を通じ、この点につき全国民諸君に衷心からおおび申し上げる。陸軍は解体します。」

1946・6・26、吉田茂首相、衆院帝国憲法改正案委

「一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄した。従来、近年の戦争は多く自衛権の名において戦われた。満州事変しかり、大東亜戦争またしかり。日本は好戦国である。いつ再軍備をして復讐戦をして世界の平和を脅かさないと分からないというのが、日本に対する大きな疑惑であり、また誤解だ。まず、この誤解を正すことが、今日われわれとしてなすべき第一のことであると思う。」

1946・8・24、芦田均衆院帝国憲法改正案委員長、衆院本会議

「改正憲法の最大の特色は、大胆率直に戦争の放棄を宣言したことだ。これこそ数千万の人命を犠牲とした大戦争を体験して、万人のひとしく翹望するところであり、世界平和の大道である。われわれはこの理想の旗を掲げて全世界に呼びかけようとする。」

るものである。」

教 育

1945・11・28, 幣原喜重郎首相, 衆院本会議

「政府は軍国主義, 及び極端な国家主義的教育をぬぐい去り, 教育の目標を個性の完成による国家社会への奉仕におくこととし, 特に公民教育の画期的振興を期する。」

1945・12・18, 日本進歩党・松田竹千代, 衆院勅令 542 委

「われわれの想像もつかない残虐行為, 虐殺, 暴行が至るところで行われ, それは日本が敗戦の最中にめっちゃくちゃになって狂気のさたとして行われたのではない。勝者として武力の上で勝ち誇った時期においてさえ行われている。心の余裕というものがある, そういう時にさえ, 至るところで, 非行が行われた。この非行からわれわれは耳目をおおって逃げてはいけない。非行は非行としてはっきり認め, 猛省しなければならぬ。そこに, 新日本再建の第一歩がある。」

1946・9・9, 田中耕太郎文相, 貴族院帝国憲法改正案特別委

「歴史の教科書は, 史実と神話を混同した歴史的記述を排斥し, 厳格に真実に基づかなければならない。歴史の専門家によって定説と認められたところによって国史の教科書を編さんしなければならない。」

1947・10・11, 森戸辰男文相, 衆院文教委

「第一には教育権が尊重されなければならぬ。他の力で支配されることは避けなければならぬ。戦争時代に軍部の支配が教育に強い干渉をしたことも回顧される。次には, 教育の中央集権が打破されなければならぬ。従来 of 文部行政は非常に強く, 文部省的な支配のもとにあり画一的だった。このような状態は改善し, 民主的で地方分権ということが特に重視されなければならぬ。」

1948・3・20, 芦田均首相, 衆院本会議

「中国, 朝鮮などで, われわれ同胞が犯した過ちを率直に認めて, 陳謝することがわが国民の真意を了解してもらふゆえんだという点については, 終戦当時, われわれはポツダム宣言を受諾した。この宣言の各条項は, われわれがこれらの土地で犯した過ちを是正し, 償うべきことを規定している。広く諸外国から信頼を博するのは, 単なる言葉ではなく, 厳然たる事実と行動である。」

戦後教育の原点にある思想をより深く確かめ, 戦前教育の過ちについての反省が再度より掘り下げて行われるべきとき, この『朝日』特集の試行それ自体は, 高く評価されてよい。戦後教育改革の研究は, いっそう重みのある課題となっている。

8・15 『毎日』社説「8・15 とは何であったか」が教科書問題につき論

評。

社説は「8月15日——中国本土への侵略に始まる『15年戦争』が終わった日。そして、何の罪もない1,000万人以上のアジアの民衆を殺した侵略戦争、それを促した明治以降の帝国主義的發展などに象徴される『古い日本』を清算して訣別し、平和な『新しい日本』に生まれ変わることを内外に誓った日である」と8・15を再確認した後、いまや「あのみじめな敗戦のころ全く想像もできなかったほどの『経済大国』にのし上がって、日本人の戦争一敗戦体験は日に日に風化し、8・15から遠ざかって行く。原爆などの生々しい被害体験は残っていても、アジアの民衆に対して犯した無数の加害体験はさっさと忘れ去り、思い上がってきたように思われる」と、加害体験の著しい風化を指摘する。そして、この風化こそ教科書問題を発生せしめたとして、「8・15は日本人にとって『敗戦の日』だが、韓国人には『光復節』という独立記念日である。36年にわたる日本の植民地支配という苦しみから解放された日なのである。このことを知っている日本人はそれほど多くない。それは、加害者としての日本が被害者だった韓国人の痛みの深さに対して鈍感なことを物語るもの、といえようか。同じことは南京大虐殺についてもいえる。加害者と被害者の間の感情的な行き違いが表面化したのが、今度の教科書問題である」と指摘し、この教科書検定批判につき「日本が『古い日本との訣別』を誓ったはずの8・15を忘れて『古い日本』に逆戻りしそうなことに対する警告、と受け止めるべきではないか」という。

80年代教育政策が戦後日本の教育の原点に立ち帰るよう求めているものとして、教科書検定への国際的批判を受け止めるよう指摘したもの。

8・16 外務省が「政府の取捨案（政府見解）では何らかの形で教科書記述の再修正に言及し、広く太平洋戦争全体の戦争責任問題に触れる」との「外務省案」をまとめる。

須之部外務次官を中心とする外務省関係幹部会議は、「政府見解」のなかでは、①教科書記述の再修正に言及し、②教科書問題は日本の対アジア外

交の原点である太平洋戦争の戦争責任に対する基本認識そのものが問われているとの立場から、広く太平洋戦争全体の戦争責任問題、過去の歴史にたいする反省を盛り込む、との意向を固める。中国・韓国からの批判にこたえるだけではなく、いまだ外交問題にまでは発展していないアジア各国の国民レベルの批判にもこたえようというもの。外務省がこうした外交上異例の意向を固めたのは、教科書問題は「単なる日中、日韓の2国間の外交問題ではなく、日本を見るアジア諸国などの国民感情の問題であり底流ははるかに根深い」との判断が外務省筋にあるため。もともと外務省内には、戦後日本の対アジア外交において、アジア外交の原点である戦争責任の認識、過去の歴史に対する反省がとくなくいざしるにされ、それがアジア諸国の対日不信を招いている、との見方が強いといわれ、そのために今回「わが国のアジア外交の原点が問われている問題であり、それに誠心誠意応える、ということがにじみ出ているようなもの（政府見解）にしたい」との対応が生まれた、という。

8・16 日韓議員連盟が「教科書問題対策委員会」を設置。

自民・民社・新自の3党の衆参両院議員でつくっている「日韓議員連盟」が総会を開き、「対策委」設置を決め、総会後に第1回委員会を開く。席上、韓国側の韓日議員連盟の側から日韓議連に対し「統治期間の記述については即刻是正してほしい」等と求めた書簡が届いた旨報告があり、書簡には「反日感情が激しくなっており、短日のうちに解決することを希望している」と書かれているという。

8・16 中国の何^{ホー・ファン}方・日本研究所長が「潜在する反日感情」を指摘。

『毎日』記者とのインタビューのなかでの何方所長の発言（『毎日』連載記事「外から見た『教科書』」4）の一部は以下のとおりである。

——国交正常化10周年、万事順調と思われた日中間でなぜ教科書問題が発生したのか。

今度の問題は必然的なものだったと思う。日本が経済大国として急速に成長する中で、一部の者が政治的にも大国になろうと考えていた。日本の各分野でいまだ軍国主義復活の夢を見る者が、機会があれば頭をもたげようとしている。三島由紀夫もその

一人だった。最近では靖国神社参拝、軍国主義映画、一部の文芸作品にその兆候が見られた。中日関係の中でもそうした者たちが逆流を起こし、友好を妨害しようとしたのが今度の問題だ。

——国際社会において日本はその“責任”を果たせと言われているが。

責任、といっても2つある。一つは平和を守るために日本がその役割を果たすのは良いことだ。だが責任の名の下で、他国を支配するようなことがあってはならない。それは日本の権力者の考え方にかかっているが、将来日本が大きな困難に直面した時、再び他国を支配するため軍国主義化する可能性は否定できない。

——教科書問題について所長は何を感じたか。

私は15歳から抗日戦に参加し、日本の侵略を直接経験してきた。一般民衆とともに日本の侵略者に深い怒りと恨みを抱いている。その当時、華北地区で行軍する中で、何日もすべての民家が焼き払われ、一軒の家も残っていないことを覚えている。中日戦争8年だけで中国側の損害は民間人の殺傷1,800万人、財産の損失6兆米ドル、日本の現在の国民総生産の5,6年分にあたる。56年北京で日本商品展が開かれ、解放後初めて日の丸が掲揚された。その時多くの民衆が激昂して日の丸を引きずり降ろそうとしたが、毛沢東主席自ら現場に行き、群衆を説得したことがある。中国の指導者たちは中日友好を図るために大きな努力を払ってきた。それでもなお日本に恨みを持っている者がいるが、同時に新しい友好的感情が生まれ始めていた。

——中国は一貫して日本の侵略者と日本人民を区別してきたが、今後の問題についてはどうか。

その原則は抗日戦当時からのもので、(中略)当時たくさんの元日本軍人が中国人とともに平和のために活動していた。第二次大戦直後、日本人民は餓死線上をさまよっていたように、日本人民も軍国主義の犠牲者であった。教科書問題で日本の新聞、知識人、大多数の人々が私たちと一緒に文部省に反対していることを大変喜んでいて、だから個人的には教科書問題の前途を楽観している。さらに朝鮮、東南アジア諸国の人々も加わり、軍国主義勢力と戦わねばならない。さもないと彼らは大きな破壊力を発揮するだろう。

——日本の中国侵略は帝国主義時代の争いとして必然的なもので、道徳的な責任はないという見方があるが。

明治維新以来の日本の強引な近代化の結果、海外侵略は必然的なものだった。日清、日露戦争も侵略戦争であり、日露戦争においてロシアも侵略者だった。自分の祖国を守るためだけでなく、中国、朝鮮における特権の獲得、植民地化のための侵略戦争は中国、朝鮮人民にとってやはり道義上も許すことの出来ない侵略だった。明治以来の日本の軍国主義拡張は失敗した。第二次大戦後、日本は大きな努力をして平和的に、経済的に発展を遂げ、国民生活も向上した。この事実からも日本にとって各国との平

和共存が必要なこと、過去の侵略が誤りだったことが分かる。

この何方所長の発言は、中国民衆のあいだに潜在している生の反日感情の強さを指摘しただけでなく、日本の軍国主義化の危険性を「否定できない」としつつ、その阻止のための日本、中国、朝鮮、東南アジア諸国の人民の共同闘争を呼びかけたもの。

8・16 中国共産党理論誌『紅旗』第16号が同誌評論員論文「日本軍国主義復活の危険性を警戒せよ」を掲載し、教科書問題に関する中国側の見解・要求を総括。

この16日付『紅旗』論文は、さきの15日付『人民日報』社説とともに、教科書問題についての「綱領的文献」といわれるものであり、中国側は今後「この2つの文献に沿って問題を追及していくものとみられる」といわれている。同論文は、①日本がアジア諸国を侵略したことは歴史学上の定説である、②教科書検定は日本軍国主義復活の始まりである、③中国人民は日本政府に対し政治上・道義上の責任を取るよう要求する権利がある、の3点を骨子としたもの。その冒頭で「(教科書問題は)絶対に単純な用語の問題でも、関係当局の偶然の過ちでもなく、まさに日本において軍国主義復活の危険性が存在していることの重大な兆候である」とまで述べている本『紅旗』論文の要旨は、以下のとおりである。

1、日本軍国主義者の侵略活動と、その結果は歴史上の事実であり、多くの国家の歴史書、教科書で明確に記載されているところである。日本軍国主義者の中国、朝鮮、東南アジア各国人民に対する重大な侵略の罪業は、すでに歴史学上の定論となっている。

1、一人の人間についてその過去の過ちや罪業についてどんな態度を取るかで、その将来を見て取ることができる。一つの国家、民族についても同じことである。歴史を改ざんし、歴史上の侵略を弁護することは、いつの日か再び軍国主義の道を歩むことを意味している。

1、ドイツ、イタリアのファシズムを芽のうちに警戒しなかったことが第

二次大戦の原因となった。今日世界の平和勢力は強大になったとはいえ、なお世界大戦の危険が存在する。新たな世界大戦のぼっ発の原因となる要素を制圧し、増長させないようにすることが世界人民とすべての平和愛好国の緊急の任務である。

1、中国は中日両国人民の友好を願って賠償要求を放棄した。しかし中国人民と、日本の侵略を受けたすべてのアジア諸国の人民は、現在の日本政府に対して、その政治上、道義上の責任をとり、日本の極右勢力が軍国主義を復活させようとする意図を制止し、青少年に歴史の真実を教え、再び対外侵略を発動する軍国主義国家とならぬよう教育することを、要求する権利を持っている。

1、日本政府は文部省が教科書検定によって日本の中国侵略の事実を改ざんし、両国関係を傷つけた事実を直視し、過ちを正し、実際の行動をもって中日両国の友好の基礎を守らねばならない。

この『紅旗』論文は、これを紹介した『毎日』記事(82年8月17日付)も指摘しているように、日本の教科書問題が、①日本における軍国主義復活、②日本のアジア再侵略、③世界大戦のぼっ発、等の重大な危険性を含んだ問題であることを強調し、アジア諸国・世界各国に向かって警鐘を鳴らしたものである。教科書問題の今後の展開によっては中国側が「日中国交関係をも再考慮する可能性がある」という同記事の指摘も、あながち不当とはいえないだろう。

8・16 韓国各紙が鈴木首相の靖国神社“公式”参拝に「驚き」を表明。韓国の16日付夕刊各紙は、鈴木首相の靖国神社参拝を写真入りで報じ「鈴木首相軍国追慕」「初の公式参拝」と大きな扱いで報道。韓国ではこの首相“公式”参拝を教科書問題と関連した日本の軍国主義復活と受けとめている、という。とくに、日本植民地下で神社参拝を強制され、これを拒否した牧師が獄死し、学校が閉鎖された経験をもつだけに、鈴木首相の靖国参拝に驚きと警戒の色を濃くしている、という。

8・17 文部省が外務省との意見調整で「再修正」に依然難色。

日本政府の統一見解をまとめるため、政府は外務・文部両省の局長レベルによる意見調整を行ったが、わが国の戦争責任について「早急に改めて何らかの見解を示す必要がある」との認識では一致したものの、教科書記述の再修正については文部省側が依然として強い難色を示したため、政府見解まともならず。とくに問題となったのは「検定済み教科書を再修正するかどうか」の一点であり、外務省側が「わが国の戦争責任を明らかにする上で、何らかの形で再修正の方向を示すべきではないか」と主張したのに対し、文部省側は「再修正は検定制度の根幹を崩す」と反論し、主張は対立したまま。

8・17 駐韓日本大使館に投石。老人会が抗議集会。

日本の教科書問題処理の遅れによって、反日感情が高まっている韓国で、日本大使館の大使執務室に石が投げられ、ガラス窓が割れる。また、慶尚北道大邱市に近い永川で、大韓老人会の約400人が教科書問題と日本の閣僚を糾弾する抗議集会。

8・17 『朝日』社説『「反日本人」の声を聞いて』が教科書検定批判の根源に宿るものを指摘。

同社説は「教科書の歴史記述問題で、日本政府が的確な姿勢を出し渋っている間に、関係国の反日感情は悪化の一途をたどっている。とりわけソウルからの報道には、爆発寸前といった言葉さえのようになった。深刻な事態なのである。初めは、教科書の記述を改変しようとする日本政府への抗議・反発だった『反日』が、自然な推移として、日本国民全部を対象とするかのような『反日本人』論に発展してきた。韓国内における商店・食堂の日本人立ち入りお断りやタクシーの乗車拒否、予定されていた各種の交流会議の延期は、そのあらわれでもある」と書き始め、このような「突き刺すような韓国大衆の反日感情」の発生と発展に関し「まず日本人自身が反日感情の奥底にひそむものをしっかりとらえ、それを次代へかけて深めてゆこうとせぬ限り、人と人との間には消しがたい傷が残るだろう」と、教科書検定批判(そ

れこそ反日感情の一つの発現形態でもある)の根底にあるものを、以下のように鋭く指摘する。

「日本人として知らねばならぬことは、教科書問題での韓国、中国政府の抗議が、身をもって日本の朝鮮統治や中国侵略の非道さを体験した人びとの怒りに根ざしていることである。(中略)朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)や他のアジア諸国でも、民衆の間には日本の軍事支配に対する生々しい記憶と、口から口への伝承が行きわたっている。そうした視線に『おそれ』を感じなくてはならぬ。」

このようにその根底にあるものを指摘したうえで、教科書検定批判としてあらわれた抗議の主旨に関して、椎名外相がソウルで「不幸な期間への反省」(1965年、日韓関係)を語り、田中首相が北京で「中国国民に与えた損害への責任と反省」(1972年、日中関係)を語ったからといって友好が実質化するわけもないとして、

「教科書問題で、近隣諸国の民衆がいうのは、こうした戦後の誓約を言葉だけですませ、実質はいっこう変わっていない、ということである。数多くの戦火を重ね、アジア全域に深い傷跡を刻みながら、その痛みを自らの痛みとしない、というのである。」

と指摘している。まことに鋭く的確な指摘といえよう。

(次号に続く)

正 誤 表

前号(IIの7) — 240 — ページ 2~3行目

〔誤〕

〔正〕

第7章 ME化と労働問題

第7章 ME化と労働問題

(1) 中学校……

→ 第8章 教育の問題

……………

(1) 中学校……

……………